

社会福祉法人慈光会 役員評議員等の報酬基準

定款 第8条 評議員の報酬等

定款第21条 役員等の報酬等 の規定により報酬基準を下記の通り定める。

評議員の報酬	各年度の総額が10,000円を超えない範囲で算定した額を支給する。
役員等の報酬	勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。
交通費	実費を支給することができる。
施行開始	平成 29 年 6 月 1 日